

7 「その他の日常生活費」等の取扱いについて

(1) 「その他の日常生活費」の定義

利用者、入所者、入居者又は入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が通所介護等のサービスの提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費をいう。

(2) 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」を受領する場合、次の基準を満たしていなければならない。

- ① 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象とみなされているサービスが重複していないこと。
 - ② 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目となっておらず、費用の内訳が明らかにされていること。（お世話料、管理協力費、共益費等といったあいまいな名目の費用の徴収は認められない。）
 - ③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものであること。
 - ④ 「その他の日常生活費」として費用を徴収する項目や額が、運営規程や重要事項説明書に規定されていること。
 - ⑤ 事業者又は施設は、「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得ていること。
 - ⑥ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
 - ⑦ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、重要事項として、事業所及び施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。
- ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合は、「実費」という定め方が許されるものであること。

(3) サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

「その他の日常生活費」の具体例としては、次の費用が該当する。

サービス種類	具体的な範囲（徴収可能なもの）	留意事項
<p>○通所介護 ○通所リハビリテーション ○認知症対応型通所介護 ○介護予防通所介護 ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>①利用者等の希望によって、「身の回り品」として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（歯ブラシ、化粧品等の個人用の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの）</p>	<p>※事業者が利用者等に一律に提供し、一律に費用を徴収することは認められない。 <例> ○共用の石鹸 ○共用のシャンプー ○入浴・清拭用のタオル類 ○おしぼり ○食事用前掛け</p>
	<p>②利用者等の希望によって、「教養娯楽」として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（利用者等が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費）</p>	<p>※すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用を徴収することは認められない。 <例> ○共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備、新聞、雑誌の使用料等 ※便宜の提供がない利用者等を含めた画一的・一律の費用を徴収することは認められない。 ※作業療法等機能訓練の一環としてサービス計画に位置付けられ行われるクラブ活動、利用者が全員参加する定例行事（誕生会、節句等）における材料費等を徴収することは認められない。</p>
<p>○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>①利用者等の希望によって、「身の回り品」として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（歯ブラシ、化粧品等の個人用の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの）</p>	<p>※事業者が利用者等に一律に提供し、一律に費用を徴収することは認められない。 <例> ○共用の石鹸 ○共用のシャンプー ○入浴・清拭用のタオル類 ○おしぼり ○食事用前掛け</p>
	<p>②利用者等の希望によって、「教養娯楽」として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（利用者等が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費）</p>	<p>※すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用を徴収することは認められない。 <例> ○共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備、新聞、雑誌の使用料等 ※便宜の提供がない利用者等を含めた画一的・一律の費用を徴収することは認められない。</p>

サービス種類	具体的な範囲（徴収可能なもの）	留意事項
○特定施設入居者生活介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護	①利用者等の希望によって、「身の回り品」として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（歯ブラシ、化粧品等の個人用の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの）	※事業者が利用者等に一律に提供し、一律に費用を徴収することは認められない。 <例> ○共用の石鹸 ○共用のシャンプー ○入浴・清拭用のタオル類 ○おしぼり ○食事前掛け
○地域密着型介護老人福祉施設 ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設	①利用者等の希望によって、「身の回り品」として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（歯ブラシ、化粧品等の個人用の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの）	※事業者が利用者等に一律に提供し、一律に費用を徴収することは認められない。 <例> ○共用の石鹸 ○共用のシャンプー ○入浴・清拭用のタオル類 ○おしぼり ○食事前掛け
	②利用者等の希望によって、「教養娯楽」として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（利用者等が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費）	※すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用を徴収することは認められない。 <例> ○共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備、新聞、雑誌の使用料等 ※便宜の提供がない利用者等を含めた画一的・一律の費用を徴収することは認められない。
	③健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）	
	④預り金の出納管理に係る費用	※次の点に留意すること。 ①責任者及び補助者を選定し、印鑑と通帳を別々に保管すること。 ②適切な管理が行われていることの確認が、複数の者により常に確認できる体制で出納事務を行うこと。 ③利用者等との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備え、適正な出納管理が行われること。 ④出納管理に係る費用の積算根拠を明確にし、適切な額を定めること。（預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められない。）
⑤私物の洗濯代 （介護老人保健施設・介護療養型医療施設）	※介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設は、徴収することができない。（利用者等の希望により、個別に外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代は、サービス提供とは関係ない費用として徴収できる。）	

(4) サービス提供とは関係のない費用

事業者又は施設により行われる便宜の提供であっても、サービス提供と関係のないものについては、「その他の日常生活費」とは区分される費用である。具体例としては、次の費用が該当する。

サービス種類	具 体 例（徴収可能なもの）
<ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション ○認知症対応型通所介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防通所介護 ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」の購入費用 ○利用者等個人のために単に立て替え払いする費用 ○個人専用の家電製品の電気代 ○利用者の趣味的活動などサービス提供の範囲を超えるクラブ活動や行事に係る費用
<ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」の購入費用 ○利用者等個人のために単に立て替え払いする費用 ○個人専用の家電製品の電気代 ○個人の希望により購入する新聞、雑誌等の代金 ○利用者の趣味的活動などサービス提供の範囲を超えるクラブ活動や行事に係る費用 ○利用者等の希望により外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代
<ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護 ○介護予防特定施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○家賃相当費、日用品費、教養娯楽費、行事関係費（機能訓練又は健康管理の一環として行われるものは除く。）健康管理費、私物の洗濯代等に要する費用 ○人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料 ○個別的な選択による介護サービス利用料 <ul style="list-style-type: none"> ①個別的な外出介助 ②個別的な買い物等代行 ③標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助
<ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型介護老人福祉施設 ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」の購入費用 ○利用者等個人のために単に立て替え払いする費用 ○個人専用の家電製品の電気代 ○個人の希望により購入する新聞、雑誌等の代金 ○利用者の趣味的活動などサービス提供の範囲を超えるクラブ活動や行事に係る費用 ○利用者等の希望により外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代

【根拠規定】

- 姫路市指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第51号。）
- 姫路市指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第52号。）
- 姫路市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第53号。）
- 姫路市指定地域密着型介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第54号。）
- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日付老企第25号。）
- 指定地域密着型サービス等及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号。）
- 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月30日厚生省告示第123号）
- 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日付老企第54号）
- 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日付老振第75号、老健第122号）
- 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（平成12年3月30日老企第52号）